

北区介護保険事業者に係る事故報告取扱要綱

15北福介第812号
平成16年3月16日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、別表に規定された介護サービス等提供時における事故報告について必要な事故報告取扱基準を定め、速やかに北区内の指定居宅介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに介護医療院（以下「サービス事業者等」という。）から東京都北区福祉部介護保険課（以下「北区介護保険課」という。）へ事故報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(報告対象者)

第2条 事故報告は、事故に係る介護サービス等利用者が北区の被保険者である場合及び事業所又は施設の所在地が北区内の場合とする。

(事故の範囲)

第3条 サービス事業者等が報告すべき事故の範囲は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 介護サービス等提供（利用者の送迎及び通院を含む。）時における死亡事故及び医師（施設の勤務医及び配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置その他の治療が必要となった事故
- (2) 感染症（原則として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（定点把握を除く。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。）、食中毒、結核及び疥癬
- (3) 介護サービス等の提供中に利用者が行方不明となった場合
- (4) サービス事業者等の従業員の法令違反及び不祥事で利用者の処遇に影響があるもの（個人情報流出、虐待行為等を含む。）
- (5) 火災、震災、風水害その他災害で介護サービス等提供に重大な影響があるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事故等

(報告事項)

第4条 サービス事業者等が報告すべき事項は、事故に関する次の各号に規定する事項とする。

- (1) 報告回数及び提出年月日
- (2) 事故状況の程度及び死亡の年月日（死亡者が出た場合に限る。）
- (3) 法人名、事業所（施設）名、代表者名、事業所番号、サービス種別、所在地、管理者名、記入者職・氏名及び事業所又は施設の電話番号
- (4) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、被保険者番号、保険者、住所、

要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度

- (5) 事故の発生日時、発生場所、事故の種別、発生状況及び事故内容の詳細
- (6) 発生時の対応、受診方法、医療機関名及びその連絡先、診断名、診断内容、検査及び処置等の概要
- (7) 利用者の状況、家族等への報告状況、連絡した関係機関（連絡した場合のみ）、本人及び家族等への追加対応予定
- (8) 事故の原因分析
- (9) 再発防止策
- (10) 損害賠償等の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認めた事項

2 事故報告書の標準例は別記様式のとおりとする。ただし、前項における事故報告の項目が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

(報告の手順)

第5条 事故の報告は、おおむね次の手順によるものとする。

(1) 第一報

ア サービス事業者等は、事故が発生したときは、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、前条第1項第1号から第7号までの内容について前条第2項の事故報告書を北区介護保険課に提出する。また、利用者に関係する居宅介護支援事業所又介護予防支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等のより迅速な手段により仮報告を行うものとする。

(2) 途中経過及び最終報告

サービス事業者等は、第一報の後、適宜、途中経過の事故報告書を提出するとともに、当該事故処理がすべて完了した時点で、前条第1項第8号から第10号までの内容を含む最終報告を事故報告書により行う。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。この場合において、前条第1項第8号から第10号までの内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(対応)

第6条 報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。事故対応は、当該利用者が、北区の被保険者の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

付 則

この要綱は、平成16年 4月 1日より施行する。

付 則（平成18年 7月13日 助役専決18北福介第205号）

この要綱は、平成18年 4月 1日から適用する。

付 則（平成22年 9月 6日 副区長専決22北福介第2146号）

この要綱は、平成22年 9月 6日から施行する。

付 則（平成27年 3月13日 区長決裁26北福介第3909号）

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則（平成28年 3月25日 区長決裁27北福介第4192号）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

付 則（平成29年 5月25日 区長決裁29北福介第1451号）

この要綱は、平成29年 4月 1日から適用する。

付 則（平成30年 4月 1日 区長決裁30北福介第1745号）

この要綱は、平成30年 4月 1日から適用する。

付 則（令和5年 3月 31日 区長決裁4北福介第4504号）

この要綱は、令和5年 3月 31日から施行する。